

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分数（令和4年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	234		234	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	234	0	234	
地公法第28条第4項により失職した者							2
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### (2) 懲戒処分数（令和4年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	8	5	1	6	20	194
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	1	0	0	1	49
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	2	1	0	0	3	19
計		10	7	1	6	24	262

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。